

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）に係る面談
2. 日時：令和2年12月10日（木）15時00分～16時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
高松専門職、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）から、12月7日付けで申請のあった実施計画の変更認可申請（全面マスク着用を不要とするエリア内のマスク着用基準の変更）について、資料に基づき以下の説明があった。
 - 申請の背景・目的
 - ✓ 現在、福島第一原子力発電所内構内では、ガレキ撤去やフェーシング等の作業環境改善が進み、高濃度の表土が舞い上がるような場所が減少し、構内の空気中放射性物質濃度については低いレベルで推移している。
 - ✓ 今年2月よりGゾーンでの保護衣については、一般作業服のみで運用としており、11月より1～4号機周辺防護区域の設置により汚染レベルが高い1～4号機周辺と汚染レベルが低い1～4号機周辺防護区域外で区域区分を行うことにより汚染拡大リスクが低減した。
 - ✓ これら現状の構内作業環境を踏まえ、使い捨て式防塵マスクを不要とするエリアを設定しマスク着用基準の変更を行う事を目的としている。
 - 申請内容
 - ✓ 現在、マスク着用基準として、全面マスク着用を不要とするエリア内の場合、高濃度粉塵作業は全面（半面）マスク着用、それ以外の作業は使い捨て式防塵マスク着用の2区分としている。
 - ✓ この2区分のマスク着用基準について「ダストが舞い上がる作業であるか」及び「1～4号機周辺防護区域内外」の基準を新たに設け、マスク着用基準を4区分へ変更する。
 - ✓ この4区分のうち、1～4号機周辺防護区域外のGゾーンにおけるダストが舞い上がる作業以外の作業については、使い捨て式防塵マスクの着用を不要とする。
- 原子力規制庁は、上記の説明内容を確認するとともに、以下についてコメントした。
 - 内部取込のリスクが低減していることなどの作業環境改善が進んでいる現状について、データ等により根拠を示し説明すること。
 - マスク着用基準としているダストが舞い上がる作業及び舞い上がらない作業の区分について、その判断基準及び東京電力の作業承認フローについて説明すること。

- Gゾーンでダストが舞い上がる作業以外の作業について、使い捨て式防塵マスクの着用を必要せずとも内部取込が発生しないことの根拠について、代表的な作業における作業環境の実績データを用いて説明すること。

6. その他

資料：福島第一原子力発電所構内における全面マスク着用不要とするエリアの設定並びに運用の変更について